

第四次草加市障がい者計画及び第7期草加市障がい福祉計画並びに第3期草加市障がい児福祉計画パブリックコメントの実施結果について

1 意見の募集

- (1) 募集期間 令和6年1月4日(木)～令和6年2月2日(金) (30日間)
 (2) 募集結果 意見提出 29通 (119件)

2 寄せられた意見に対する市の考え方

「第四次草加市障がい者計画」及び「第7期草加市障がい福祉計画」並びに「第3期草加市障がい児福祉計画」に対し募集期間中に寄せられたご意見について、次のとおり市の考え方を公表します。

【総論について】

ご意見の概要	市の考え方、対応
<p>計画案を作成するに際し、参考としたアンケートの回収率とどのように参考としたのか。</p>	<p>計画策定に際して、令和4年度に実施したアンケートの回収率は、障がい者(身体・知的・精神障がいのある人)が57.7%、市民(障がい手帳をもっていない人)が42.5%、サービス提供事業者(事業所)が62.5%、企業・事業所が31.3%となっております。なお、詳細については、素案6ページに記載してございます。</p> <p>アンケート結果につきましては、障がい者施策の展開においての必要性・需要の観点からを踏まえて計画へ反映させているだけでなく、障害福祉サービスの見込み量の推計の際の参考資料とさせていただいております。</p>
<p>前回の計画策定でもアンケート調査を実施したのか。アンケートを実施したとすれば、前回と比較してどうなのか。</p>	<p>直近のアンケート調査は、第6期草加市障がい福祉計画を策定する際に令和元年(2019年)に実施しました。アンケートの回収率は、障がい者(身体・知的・精神障がいのある人)が46.3%、サービス提供事業者(事業所)67.1%、企業が37.6%となっております。(市民(障がい手帳をもっていない人)については、アンケート調査を実施しておりません。)</p> <p>回収率については、障がい者が前回と比較</p>

	し、高い回収率となっております。
今回のアンケート回収率は、「計画」を策定するにあたって妥当な数値としてとらえているか。	アンケート調査結果に信頼があるかどうかは、統計上、「誤差の程度」と「信頼度」をもとに算出された回答者数があるかどうかによります。本市の調査ではそれを上回る回答数を頂いており、結果内容は十分意味があると考えています。
計画の関係委員の人選について、どのような基準で行われたのか。	草加市障がい者計画等を作成するに当たり、地域の実情に即した実効性のあるものとするため、知識経験者を始め、福祉サービス事業者、障がい者団体から推薦を受けた代表者、障がい者団体から推進を受けた障がい者、雇用関係者といった幅広い関係者から選出いたしました。
障がい者関係の施策を進めるために当事者・家族の声を集め、計画に反映してほしい。	<p>計画を策定する際に外部委員会で構成される「障がい者計画等推進委員会」を立ち上げ、ご意見をいただきながら、計画を策定してまいりました。当該委員会には、障がい当事者の方もいらっしゃいますので、そのような方からのご意見を踏まえて、計画を策定しております。</p> <p>当該委員会のみならず、広く市民の方からご意見をいただくパブリックコメントを実施することで、さまざまな方のご意見を組んだ計画を策定してまいります。</p>
計画の策定にあたり、委員会は何回開催されたのか。	計画を策定するに当たり、庁内検討会、庁外検討会をそれぞれ3回実施しております。

【第四次草加市障がい者計画について】

ご意見の概要	市の考え方、対応
市の支援が年齢等でとぎれないよう、組織の連携を密にしてほしい。	<p>計画策定の際、庁内関係課で構成される「草加市障がい者計画等検討会」を立ち上げてごいます。当該検討会では、計画策定、進捗管理等を所掌事項としていることから、第四次草加市障がい者計画の基本方針の一つでございます「年齢や障がいの程度に関わらず、個人がそのライフステージに応じた切れ目のない適切な支援を受けられる体制の構築を目指す」ために、</p>

	<p>関係課で情報共有を行いながら、総合的に施策を推進してまいります。</p>
<p>児童発達支援センターあおぼ学園の開設遅延の理由と開設時期は。</p>	<p>児童発達支援センターあおぼ学園の開設遅延の理由は、過去に行ったあおぼ学園の外構・植栽工事の入札が3度中止になり、園舎の完成時期が延期されたことによるものでございます。</p> <p>児童発達支援センターあおぼ学園の開設時期については、令和7年1月の開園を見込んでいます。</p>
<p>地域共生社会を実現させるために、障がい者が自立して生活できるような支援体制(支援者の養成・研修を含む。)を構築してほしい。</p>	<p>第四次草加市障がい者計画「2-3 居住の場への支援の充実」、「2-4 相談体制の充実」等を重点施策としており、障がい者の日常生活を支援する各種サービスの適切な実施に努めてまいります。</p> <p>第7期草加市障がい福祉計画の基本的な6つの考え方のうち、「地域共生社会の実現に向けた取組への対応」、「障がい福祉人材の確保・定着」を掲げているので、障がい者が自立した生活ができる支援体制の構築に向けて取り組んでまいります。</p>
<p>短期入所の空きが不明、短期入所先への移送手段、支援事業者間の情報共有などから、緊急時の短期入所が困難なので、充実させてほしい。</p>	<p>いただいた意見は、今後の事業の運営等の検討において参考とさせていただきます。</p>
<p>短期入所について、事業所ごとではなく、まとめて契約できないか。</p>	<p>障害福祉サービスを利用するためには、利用者と障害福祉サービス提供事業所の2者による契約が必要となることから、一括して契約することは困難です。しかしながら、緊急時に短期入所をご利用できるように利用者と複数の短期入所事業所とが個別に契約することは、可能ですので、ご検討ください。</p>
<p>強度行動障がいや重度、医療的ケアが必要な方の短期入所の許容人数の総計は。</p>	<p>市内の「共同生活援助」及び「施設入所支援」の短期入所の定員は17人(医療型短期入所除く。)</p>
<p>強度行動障がいや重度、医療的ケアが必要な方の短期入所の状況は。</p>	<p>強度行動障がい者及び医療的ケアが必要な障がい者を受け入れる市内の短期入所事業所は、需要に対して充足していない現状となっています。</p>

<p>知的障がい者を支援対象とした公共施設はないのか。</p>	<p>知的障がい者を支援対象としている公的施設は、共同生活援助、短期入所のサービスを提供している「草加市障害者グループホームひまわりの郷」、生活介護、就労継続支援B型のサービスを提供している「草加市障害福祉サービス事業所つばさの森」がございます。</p>
<p>専門的な知識をもった職員がいる日中支援型のグループホームや入所施設を年金内で利用できるようにしてほしい。</p>	<p>いただいた意見は、今後の事業の運営等の検討において参考とさせていただきます。</p>
<p>居住の場への支援でグループホームの整備にこだわる必要はないのではないか。</p>	<p>居住の支援に係る検討報告書をもとに「障がい者の居住の場の整備に関する指針」を策定いたしました。第7期草加市障がい福祉計画のなかで、居住の場への支援サービスを確保するための方策として、当該指針をもとに障害者支援施設及びグループホームの整備を検討していくこととしております。</p> <p>また、障害福祉サービス利用の令和8年度までのサービス利用推計においても、施設入所支援、共同生活援助の増加を見込んでおります。</p>
<p>令和4年3月に公表された「居住の場の支援に係る検討報告書」での分析・提案等は計画にどのように反映させているのか。</p>	
<p>「居住の場の支援に係る検討報告書」中、草加市内で不足していると感じる障害福祉サービス事業所はありますかとの設問で、回答のうち、18.4%が「施設入所支援」となっているが、計画にはどのように反映しているのか。</p>	
<p>「居住の場の支援に係る検討報告書」中、市内に障害者支援施設が必要だと思いますかとの設問で、回答のうち、68.8%が「はい」となっているが、計画への反映は。</p>	
<p>「就労支援体制の構築」について、一般就労への移行は、就職先の開拓等、大変だと考えるが障がい者が地域で自分の力を発揮し、就労・自立した生活ができるよう支援体制の強化をお願いしたい。</p>	<p>いただいた意見は、今後の事業の運営等の検討において参考とさせていただきます。</p>
<p>障がい者雇用促進法にのっとり、市の障がい者の採用を進めてほしい。</p>	<p>いただいた意見は、今後の事業の運営等の検討において参考とさせていただきます。</p>
<p>障がいをもつ人だけでなく、子ども、高齢者にも優しい街づくりをしてほしい。</p>	<p>ノーマライゼーションの普及や、障がいのある人の自立と社会参加の促進、バリアフリー化の促進などにより、誰もが地域で安心して暮らせる障がい者福祉のまちづくりをすすめております。</p>
<p>障がい者のみならず、高齢化社会になるため、歩行に困難を抱える人が増えるため、自</p>	<p>いただいた意見は、今後の事業の運営等の検討において参考とさせていただきます。</p>

<p>立歩行の一助になるベンチの設置が必要では。</p>	
<p>道路の整備(歩道が狭い、傾斜、舗装の傷み等)が遅れており、車いすの障がい者等が安心して通行できないため、計画的な改修・改善をお願いしたい。</p>	<p>現状、歩道が狭く段差があるなど、バリアフリー化が十分でない箇所があるため、歩道段差解消などバリアフリー化を進め、障がい者等に配慮した安全対策に取り組んでまいります。</p> <p>また生活道路については、排水不良や路面不良など、通行上支障のある箇所の整備に取り組んでまいります。</p>
<p>障がい者の避難について市の具体的な計画は。</p>	<p>障がい者の避難についての市の具体的な計画として、草加市避難行動要支援者支援計画があります。</p> <p>草加市避難行動要支援者計画は、障がい者等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方に対して、安否確認や避難支援等が受けられるように支援体制等を定めている計画です。</p>
<p>地震等の災害での障がい者の避難先は。</p>	<p>災害時におきましては、一般の避難所での避難生活が困難な方など、特に配慮が必要な方が避難生活を送る場として、福祉避難所を状況に応じて開設することとなっています。福祉避難所の設置・確保にあたっては、社会福祉施設等と協定を締結しており、災害時に速やかに開設し、要配慮者を受け入れられるよう、勉強会や訓練等を実施しているところです。</p>
<p>障がい者がいる世帯で平常時に安心して生活できる仕組みは。(いざ災害が起きた際にも対応できるような仕組み)</p>	<p>障がい者等の要配慮者のうち、自ら避難することが困難な方の速やかな避難支援につなげるために、避難行動要支援者名簿を作成しています。</p> <p>避難行動要支援者名簿の登録要件は、日常的に支援が必要な方で見守る方がいない単身・準単身のうち、要介護3以上の方、身体障害者手帳をお持ちのうち上肢のみの障がいを除く1級から3級までの方、療育手帳○A、A、Bの方、精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の方、また、単身、準単身者にかかわらず、特別</p>

	<p>障害者手当の受給資格認定を受けている方などとなり、この要件を満たす方のうち、登録の希望があった方を避難行動要支援者名簿に登録しています。</p> <p>避難行動要支援者名簿の活用方法については、災害時に氏名や緊急連絡先、避難支援に関してあらかじめ伝えておきたいことなどの登録情報を避難支援等関係者である消防・警察などと共有して、避難支援などに活用することとしています。</p> <p>また、個人情報避難支援等関係者に提供することに同意をいただいた方の名簿につきまして、避難支援等関係者である草加市民生委員・児童委員協議会や草加市社会福祉協議会、地域包括支援センターなどに提供を行い、平常時の見守りなどに活用いただいております。</p>
<p>直近で発生した地震など、障がい者の災害時の対応を充実(避難先・避難先の支援等)させてほしい。</p>	<p>既存の取組では、障がい児・者等の要配慮者や避難行動用支援者に対し、避難所(小・中学校)での福祉避難室の設置、屋内運動場のエアコン整備、出入り口等の段差解消のためのスロープの設置、車椅子の人でも利用することができる多目的トイレの設置、福祉避難所の指定などを行っています。</p> <p>引き続き、避難所運営委員会、社会福祉施設等、避難支援等関係者等との連携強化に努め、要配慮者への配慮について多くの市民に認識していただけるよう努めてまいります。</p>
<p>グループホームで感染症が出た場合に備えて、静養室など、一時隔離できる部屋が必要ではないかと考える。</p>	<p>いただいた意見は、今後の事業の運営等の検討において参考とさせていただきます。</p>

【第7期草加市障がい福祉計画】

ご意見の概要	市の考え方、対応
<p>障がい福祉人材の増員を図ってほしい。</p>	<p>第7期草加市障がい福祉計画の基本的な考え方の一つに「5 障がい福祉人材の確保・定着」がございます。障がい者の重度化・高齢化が進む中、安定的な障害福祉サービスや障がい福祉に関する事業を実施していくため</p>

	<p>に、草加市自立支援協議会等での情報交換や提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保して専門性を高めていくという考え方で</p> <p>す。</p> <p>この基本的な考え方のもと障がい福祉人材の確保・定着を進めてまいります。</p>
<p>専門性の高い職員がどうしても必要だと思うが、具体的にはどんな手立てをたてて人材の確保をおこなっているのか。また、市では専門性を高めるための研修等を行っているのか。</p>	<p>安定的な障害福祉サービスや障がい福祉に関する事業実施に伴う提供体制や人材を養成するため、草加市自立支援協議会等での情報交換や提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保する専門性を高める研修を実施しております。今後、グループスーパービジョンや虐待・権利擁護等の事例検討等の実施により、専門的な人材の育成を進めていきます。また、人材の確保につきましては、地域共生社会の実現を目指す中で、障がい者の理解・啓発を進める過程で、福祉分野に興味のある方が増え、福祉分野以外の方の参入の可能性が高まることなど、機会を捉えて、人材を確保の取組を進めてまいりたいと考えております。</p>
<p>計画の重点テーマである「市民が相談しやすい環境の整備」構築にむけ、相談支援を充実させてほしい。</p>	<p>障がいの者の相談しやすい環境整備により、障がい関連施策での支援へとつながりやすくなり、子育て、介護、困窮者支援等の分野を超えて、支援が必要な世帯へ素早いアプローチができ、世帯の問題が深刻化する前に支援が可能となると考えますので、重点テーマである「市民が相談しやすい環境の整備」を進めてまいります。</p>
<p>草加市自立支援協議会の再編の中で、障がい者が委員か間接的かは問わず、障がい者の意見が反映され、障害福祉サービスの整備ができるようにしてほしい。</p>	<p>自立支援協議会の再編にあたっては、障がい当事者からのご意見を伺うとともに、障がい者のニーズを一番把握している計画相談支援事業所の方からも意見をいただき、よりよい障害福祉サービスの提供体制の整備を進めてまいります。</p>
<p>介護を相談する場所に専門スタッフがいつも何人くらいいるのか。</p>	<p>当市における障がい者相談の中核機関になる総合相談窓口として、草加市基幹相談支援センターがございます。当該センター職員</p>

	は、令和6年3月1日現在、常勤換算で7.5人となっております。
「施設入所支援」のサービスを受けている方がどれほどいて草加市以外でサービスを受けている方がどれほどいて、草加市以外でサービスを受けている方の数と、もし県外の施設を利用している方がいらっしゃるなら、その数を教えてほしい。	「施設入所支援」のサービスを受けている人は、令和6年1月31日現在で123人となっており、そのうち草加市外でサービスを受けている人は113人となっております。113人のうち、埼玉県外で「施設入所支援」のサービスを受けいている人は、14人となっております。
「施設入所支援」のサービスを希望しておられる数(待機者)は。	施設入所を希望されている人数についてでございますが、令和6年2月1日現在の身体障がい者施設入所希望者が11人、知的障がい者施設入所希望者が37人となっております。
障がい者の居住の場の整備に関する指針は公表されていて、閲覧可能ですか。	現時点では公表しておりません。
居住の場への支援サービスを確保するための方策についてあまり具体的でないので、イメージがつかないのですが、「共同生活援助」も「施設入所支援」も令和3年に制定した「障がい者の居住の場の整備に関する指針」にもとづいて整備をすすめていくと読み取っていいですか。	「障がい者の居住の場の整備に関する指針」は、国、埼玉県の動向を踏まえ、本市における、共同生活援助の用に供する施設(グループホーム)や障害者支援施設の障がい者の居住の場の整備における今後の指針について定めたものです。 そのため、居住の場への支援サービスを確保するための方策の施設等の整備は、基本的に本指針に基づいて取り組んでまいります。
入所施設の整備を進めてほしい	親亡き後に限らず家族のいるうちに将来を見据え、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるための支援が重要であるとの認識から、令和3年度に「障がい者の居住の場の整備に関する指針」を策定し、市の実情にあった施設整備を検討してまいります。
親亡き後がとても心配である。	また、障がい者が地域で安心して生活できる仕組みである地域生活支援拠点等の機能を適時見直しながら、障がい者の地域生活への支援を行ってまいります。

<p>医療的ケアが必要な障がい者、強度行動障がいを含む最重度・重度の障がい者が入れる施設の整備を進めてほしい。</p>	<p>親亡き後に不安を抱える保護者のため、強度行動障がいや医療的ケアが必要な障がい者も地域移行、地域生活ができるよう居住の場等を含めた環境の整備を推進してまいります。</p>
<p>千葉県富津市では、障がい者が入居できる施設と保護者が入居することを想定した施設があると聞いているが、草加市としては、このような施設を作る施設はあるのか。</p>	<p>ご意見をいただいているのは、共生型サービスについてであると推察されます。共生型サービスは、1事業所で介護保険サービス・障害福祉サービスの両方の指定を受けることが可能(例：障がい福祉事業所の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型サービスの指定を受けることができるよう、特例基準を設定)なサービスです。これによって、「介護」や「障がい」といった枠組みにとらわれず、多様化・複雑化している福祉ニーズに臨機応変に対応することができることや人口減少社会にあっても、地域の実情に応じたサービス提供体制整備や人材確保を行うことができます。現在、そのような施設を整備する計画はございませんが、共生型サービスの推進につきましては、今後の事業の運営等の検討において参考とさせていただきます。</p>
<p>グループホーム等で暮らす障がい者は、病気になるたりすると見守りができないとのことで、施設を退去させられるとの事を聞きますが、グループホーム等は終の住み家にはならないでしょうか。</p>	<p>医療的ケアが必要な障がい者に対応できるグループホームは、看護職員の配置や設備の問題等で整備が進んでいない状況があります。終の住み家になるかどうかについては、社会資源の充足等々が関係してくると考えております。いただいたご意見は、今後の事業運営等において参考とさせていただきます。</p>
<p>横浜市金沢区に開設予定だった、障害者のグループホームが近隣住民の反対をうけて、開設を断念したとの記事を見た。自宅の近くにグループホームが2件できているが、近隣住民の反対運動等聞いたことがない。草加市でもこういったことがあるのか。その場合の対応は</p>	<p>公共施設である「障害者支援施設グループホームひまわりの郷」を整備している際に特段、近隣住民の反対運動があったことは認識しておりません。しかしながら、今後、地域共生社会を実現していく上で、障がい者理解は必要不可欠であると考えているため、第四次草加市障がい者計画の重点施策である社会モデルの考え方の視点からまちづくり活動へ</p>

	<p>の参画の推進を着実に取り組んでいきたいと考えております。</p>
<p>【居住の場への支援サービスを確保するための方策】</p> <p>施設の充実、日常生活の充実どちらでも障がい者が選択できるような制度の確保・充実に努めてほしい。</p>	<p>親亡き後に限らず家族のいるうちに将来を見据え、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるための支援が重要であるとの認識から、令和3年度に「障がい者の居住の場の整備に関する指針」を策定し、市の実情にあった施設整備を進めることとしております。</p> <p>また、障がい者が地域で安心して生活できる仕組みである地域生活支援拠点等の機能を適時見直しながら、必要に応じ障害福祉サービスを提供し、障がい者の地域生活への支援を行ってまいります。</p>
<p>困ったときに相談できる市の窓口を広報してほしい。</p>	<p>市民の方に分かりやすい広報は、重要であると考えます。そのため、いただいた意見は、今後の事業の運営等の検討において参考とさせていただきます。</p>
<p>50歳近い障がい者の保護者から、グループホームに入居させたいが、誰に相談していいかわからないとの相談を受けた。社会的なつながりが薄い人は、最初にどこへ相談に行けばいいのかアドバイスをお願いしたい。当事者に伝えたい。</p>	<p>障がい福祉課でご相談いただくこともできますが、障がい者の相談窓口として、障害者の総合相談窓口の草加市基幹相談支援センターを始め、相談支援センターそうか光生園、相談支援事業所ふらっと草加がございますので、ご案内ください。連絡先等は、市のホームページに掲載してございます。</p>
<p>移動手段の確保(生活サポート・移動支援・福祉タクシー・デマンド交通など)を充実させてほしい。</p>	<p>いただいた意見は、今後の事業の運営等の検討において参考とさせていただきます。</p>
<p>介護者のレスパイトを充実させてほしい。</p>	<p>現行、介護者のレスパイトに関する事業としては、日中一時支援事業がございます。当該事業は、日中における活動の場を提供することにより、障がい者の家族の就労を支援また、障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保するとともに、家族が緊急的に介護できない場合における障がい者の一時預かり等のサービスを行うものです。</p> <p>サービス提供時間の見直し等を含めて、制</p>

	度の充実を図るとともに適正な利用ができるよう取り組みを行ってまいります。
短期入所の施設整備を進めてほしい。	いただいた意見は、今後の事業の運営等の検討において参考とさせていただきます。
市から助成額を増やし、民間のグループホームが充実して安心して生活できるようにしてほしい。	いただいた意見は、今後の事業の運営等の検討において参考とさせていただきます。
障がい者支援のための人材を増やすために従事者の給与を社会平均を下回らないようにするのが必要不可欠であるとする。	いただいた意見は、今後の事業の運営等の検討において参考とさせていただきます。
施設入所待機者の解消対策はどうしていくのか。	<p>強度行動障がいを含む重度障がい者や医療的ケアが必要な方につきましては、受け入れが可能な障害者支援施設が市内にないため、市民の方が障害者支援施設への入所を希望する場合は市外の施設へ入所せざるを得ない一方で、入所希望者は年々増加傾向にあります。</p> <p>このようなことから、社会福祉法人を含め民間法人等による障害福祉サービス事業所の整備に係る相談等の機会を捉え、グループホームや障害者支援施設等の整備について働きかけを行ってまいりたいと考えております。</p>
新しい施設を整備するには、コストがかかり、時間もかかるため、市内にある空家を借り上げて利用することを検討してほしい。	いただいた意見は、今後の事業の運営等の検討において参考とさせていただきます。

【第3期草加市障がい児福祉計画】

ご意見の概要	市の考え方、対応
<p>障害者総合支援法施行規則第12条の4及び児童福祉法施行規則第18条の14において申請者が希望する場合に申請者がセルフプランを市区町村に提出できる、と規定されている。セルフプランを利用している、または利用を希望している人に対する相談支援の働きかけについて、無理のないように、丁寧な説明をしていく、などの記載をしてほしい。セルフプランの利用者数の推移も記載してほしい。</p>	<p>いただいた意見は、今後の事業の運営等の検討において参考とさせていただきます。</p>

<p>前回は用語集に「セルフプラン」が載っていたので、今回も載せてほしい。</p>	<p>今回の用語集にも記載いたします。</p>
<p>障害児相談支援利用計画の作成時、利用者と相談支援専門員の方の意見相違など、意見が合わない場合もありうる。相談支援専門員が個別支援計画のこれまでのサービス実績を考慮しながら、利用者のニーズをよく把握するための研修制度の充実を検討する、などの記載をしてほしい。</p>	<p>いただいた意見は、今後の事業の運営等の検討において参考とさせていただきます。</p>